

株式会社プラザマームでの介護職員等特定処遇改善加算について

弊社、株式会社プラザマームで運営する以下の事業所につきまして、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを取得しています。

- 訪問介護事業所プラザマーム
- 訪問介護事業所プラザマーム
- 短期入所生活介護事業所 プラザマーム
- デイサービス桜が丘

また、上記加算を取得する要件として、以下の内容を職場環境等要件としております。

①資質の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

②労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

③その他

- 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）

- 非正規職員から正規職員への転換

何卒、ご確認をお願いいたします。

2019年10月1日

株式会社プラザマム
代表取締役 木村 俊男